



2022年8月31日 第2023-01号
 【発行】 J A M
 【発行責任者】 中井寛哉
 【編集】 総合政策グループ
 TEL : 03-5860-6150
 E-Mail : seisaku@jam-union.jp

9月は「価格交渉促進月間」です！

政府では、価格交渉が頻繁に行われている時期である9月と3月を「価格交渉促進月間」と定め、発注側企業と受注側企業の価格交渉、と価格転嫁を促進しています。

事業者団体に対して、取り組みの要請を行い、価格交渉を積極的に促すことで健全な事業環境をつくり価格交渉・転嫁が定期的に行われる取引慣行の定着をめざしています。

特に、経営者から現場の調達担当者まで要請の趣旨を周知・徹底するように求めています。

経済産業省では、フォローアップ調査として9月中旬以降、受注側中小企業に対して調査を行います。あわせて、下請Gメンによる重点的なヒアリングも実施されます。

下請振興基準の7月改正
 価格交渉・価格転嫁 ポイント
 ○年に1回以上の価格協議を行うこと。

価格交渉促進月間の実施と改善のサイクル強化

